

鳴門市自治基本条例策定審議会条例

(設置)

第一条 本市におけるまちづくりの基本理念や基本原則を定める条例（以下「鳴門市自治基本条例」という。）の策定に当たり必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、鳴門市自治基本条例策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、鳴門市自治基本条例の策定に関する必要な事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 公共的団体等関係団体から推薦を受けた者
- 二 学識経験を有する者
- 三 公募による者

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を各一人置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、第二条に規定する所掌事務を遂行するに当たり必要な期間とする。

(会議)

第六条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な

資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に招集される会議は、第六条第一項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鳴門市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鳴門市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成二十年鳴門市条例第二十二号）の一部を

次のように改正する。

別表中四十二の項を四十三の項とし、四十一の項の次に次のように加える。

四十二 自治基本条例策定審議会委員	審議会一日につき	五、〇〇〇円
-------------------	----------	--------

(この条例の失効)

4 この条例は、鳴門市自治基本条例の公布の日、その効力を失う。